舘野明子さん

ら 待します。 委嘱されました。ご活躍を期 人権擁護委員(任期3 舘野明子さん〔古川〕 た、 4月1日付で法務大臣か 一井さんの退任に伴 が



三井厚子さん

臣から感謝状を贈呈されまし

三井さんは令和元年か

間

地域に根ざした活動

どにご尽力されました。 で人権尊重思想の普及高揚 厚子さん〔舞子〕

が、

法務大

擁護委員を務めた三

国民健康保険税納税通知書・特別徴収開始通知書の発送日

令和5年度の国民健康保険税

- ・「普通徴収(納付書または口座振替)」は6月16日金
- ・「特別徴収(年金天引き)」は8月中旬

国民健康保険税の税率表

令和5年度国民健康保険税の税率は次のとおりです。



市ウェブサイト 国民健康保険税



	医療分	支援分	介護分
所得割 (加入者の前年所得に対して)	5.87%	2.55%	1.97%
均等割(加入者1人あたり)	21,500円	14,500円	14,700円
平等割(1 世帯あたり)	21,000円		
課税限度額	650,000円	220,000円	170,000円

低所得世帯にかかる国民健康保険税の軽減

低所得世帯にかかる国民健康保険税を7割・5割・2割軽減します。

※国民健康保険税の軽減範囲は、納税通知書の裏面か市ウェブサイトをご覧ください

未就学児にかかる軽減

未就学児(平成29年4月2日以降に生まれた人)にかかる均等割を5割軽減します。

※低所得世帯にかかる7割・5割・2割の軽減措置を受ける世帯の未就学児分は、軽減適用後の均等割額 からさらに5割軽減します

国民健康保険税の減免

減免を受けるには、毎年申請が必要です。世帯所得が著しく減少して生活が困難となったときや、災害 で重大な損害を受けたときは、世帯状況や損害の程度に応じて国民健康保険税を減免できる場合があります。 詳しくは、税務課 市民税係にお問い合わせください。

国民健康保険の届出は速やかに

国民健康保険の加入・脱退の届出は、異動が生じた日から14日以内に行ってください。

- ・資格を取得した月までさかのぼり、国民健康保険税を納めなければなりません。 ●加入の届出が遅れると
 - ・保険証がない期間に医療を受けると、その医療費は全額自己負担となります。
- ●脱退の届出が遅れると ・納める必要のない国民健康保険税が課税されます。
 - ・社会保険の加入後に国民健康保険の保険証を使用して医療を受けた場合は、 国民健康保険が負担した医療費を返還していただきます。